

徳川家康の駿府外交体制

——駿府外交の構想について——

張 慧 珍

はじめに

秀吉政権を受け継いだ徳川家康の外交の基本政策は、朝鮮侵略の戦後処理と、明との国交を回復することであり、一方で、家康は朱印船制度を設け、異国渡航の日本商船の安全と異国との善隣関係の貿易政策に取り組んだ。

従来の家康外交に関する研究は、次のような観点から考えてきた。一つ目は、日明講和交渉の過程で、家康は日本型華夷意識をもって中華秩序の朝貢関係を拒み、日本中心の外交関係を築いたという見解が多くある⁽¹⁾。二つ目は朱印船制度に関して、周辺諸国との交隣関係を追及し、中国貿易を補完する出会い貿易として評価されている⁽²⁾。三つ目は浦賀貿易に関して、家康がスペインと国交正常化のために交渉し、浦賀開港の経緯・展開が明らかにされている⁽³⁾。そのなか、浦賀貿易は秀吉のマニラ交渉や朱印船制度との関係があると指摘しているが、マニラ交渉や朱印船制度がどのように浦賀開港につながるかを明確に提示していない⁽⁴⁾。そのほか、キリスト教禁令や平戸・長崎商館に関する研究などであるが、従来これらの研究は対東アジアと対ヨーロッパという二つの見方に明らかに分かれている。家康の外交体制を把握するためには、この二つの見方を包括的に検討する必要がある。

本稿は、これらの研究を踏まえて家康が東アジアとヨーロッパの二つの世界をつなぐ架け橋として日本の外交や貿易をどのように構想して行ったのか、という視点をもって徳川家康による日明講和交渉と浦賀開港の政策を中心に駿府外交の構想を追究する。

一 駿府外交の形成

1、外交上の課題

一六〇三年に成立した徳川幕府は、国内外においてさまざまな問題を抱えていた。特に外交で直面している現実として次の二つがあげられる。

その一つは、秀吉の対外政策（朝鮮侵略・出仕要求）が生成した東アジアの緊張の解消である。一五八五年関白に就任した秀吉は、全国統一の暁に「唐入」⁽¹⁾ 出兵を行うことを宣言した。これに呼応するかたちで秀吉は、朝鮮（二五八七年）を初め、琉球（二五八八年）に日本への出仕を要求し、翌年島津氏に明が日本との勘合を望むよう交渉を命じた。その後、一五九〇年に全国統一を果たした秀吉は、同年蝦夷にも出仕を要求し、その外ルソン（二五九一年）・インドのゴア（二五九二年）・台湾（二五九三年）に日本への出仕を要求した。この間、秀吉は一五九二年に朝鮮侵略を実行し、侵略を被った朝鮮と、朝鮮に援軍を派遣した明、その戦争に島津氏の「与力」として動員された琉球など、日本周辺の明・朝鮮・琉球において秀吉の脅威が広がった。こうした秀吉の対外政策は、秀吉の「三國割計画」すなわち日本・明・朝鮮の三ヶ国支配構想、すなわち秀吉自らが寧波を居所とする、日本中心の国際秩序の構想につながっている⁽²⁾。このように東アジアのなかに広がっていた緊張を払拭することが、駿府政治が抱えた外交課題になったと思われる。

二つ目は、日本がヨーロッパ諸国から受ける脅威である。一四九四年スペインとポルトガルはトルデシリャス条約を結び、世界の航海領域をベルデ岬

Abstract

諸島（アフリカ）の西方二千キロ（西経四五度付近）を分岐点として東側をポルトガル領に、西側をスペイン領と定めた。しかし東半球における境界線が不明確であり、ポルトガルは東回りでインドを経て東南アジアに進出する航路を確保し、スペインは西回りでアメリカ大陸を植民地化してアジアに進出した。一五二一年にスペインは東南アジアのモルッカ諸島に進出したが、二九年にポルトガルに敗れて撤退した。しかしスペインは、一五七一年にフィリピンのマニラを占領し、アジア貿易に参加した。一五九五年にオランダはジャワに至り、九九年にモルッカ諸島に進出し、ポルトガルと覇権を争った。つまり東南アジアの海域は、トルデシリヤス条約に境界線が明確化されていなかったため、紛争が生じかねない地域であった⁶⁾。

こうしたなか、一五九六年八月、スペイン船サンフェリペ号が土佐国浦戸に漂着した。一航海士が日本側の訊問をうける際に「スペイン人は世界中の人々の味方であるから、彼らと交際しようとしている。しかしもしもその国人がスペイン人を不当に遇するならば直ちに強力な軍隊を以てその国を奪う」と答えた⁷⁾。ここにはスペインの領土拡張のための動きが読み取れる。これによってスペインへの脅威を抱いた秀吉は、同年一二月に長崎西坂で宣教師二六名を処刑し、キリスト教の迫害を始めた。

東南アジアでの貿易はすでにスペイン・ポルトガルによって主導されていたが、そこにオランダとイギリスが覇権争いに参加した。オランダはアジア貿易の拡張のため、パタニに拠点を置いて、一六〇二年三月諸会社が合同して連合オランダ東印度会社を組織した。ポルトガルとスペインの貿易に対抗し、東南アジアへの進出を図った。東南アジアの海域ではポルトガル・スペイン船とオランダ船の衝突が多く、一六〇八年にオランダとスペインは一二年間の休戦条約を結んだ。オランダは、この条約の前に勢力拡大のためにアジア諸国と通商条約を結び、ジャウ島のローデ・レーウとフリフン両船を日本に向かわせたが、この両船はマカオから長崎に渡航するポルトガルの商船を途中で捕獲しよう命じられていた。これを探知したポルトガル船はオランダ船が発見できないよう、出港の時期を早めたり、中国の海岸に沿って航海した⁸⁾。一方で、日本もヨーロッパ諸国の争いに巻き込まれていた。家康

の命を受けて一六〇九年から一〇年にかけて有馬晴信が台湾に良港の探索および中国の商船との取引のために派遣した人々が、オランダ人によって多数殺害される事件が起こった⁹⁾。一六一四年には朱印船の渡航先のコーチシナで平戸商館勤務のイギリス人が盗難にあつて殺される事件が起き、一八年にはオランダ船によるポルトガル船の拿捕事件が起こった¹⁰⁾。

東南アジアの海上におけるヨーロッパ諸国の覇権争いや衝突、それゆえの海賊行為などが頻繁に起こり、家康はヨーロッパ諸国が東アジアで引き起こしている緊張と脅威を目前にしていたと考えられる。

2、駿府外交の枠組み

こうした東アジア情勢のなかで、一六〇三年征夷大將軍に就任した家康は、五年に將軍を辞して翌年駿府に移った。そして家康は駿府のもとに優秀な人材を配置し、①財政や政治一般（老職）、②外交事務・寺社行政・文教政策、③商売（朱印船・貨幣・貿易関連・鉱山・農村行政）、④外国人（外交顧問）の四つのグループを設け、このうち、②③④の三つのグループに異国にかかわる業務を担わせた。これらの人材は家康を支えるブレーンとして政策を推進し、徳川権力を強化する役割を果たした。なお駿府政治は江戸幕府の権力と分離して独自に働いたわけではなく、江戸幕府をサポートする機能として働いたと考えられる。

駿府外交について、家康の伝記を語る『武徳大成記』は、「異国人来ル事」と題して次のように述べている（①②は便宜的に付けた）。

①秋七月、暹羅ノ商客、緞子・緋羅・鮫皮ヲ駿府ニ献ズ、
神君ソノ商客ヲ御覽アリ、近侍ノ臣ニ命ゼラレ、南蛮諸国ノ事ヲ問シメ給フ、八月四日、呂宋ノ船主類子ト云者、駿府ニ来リ、緞子并ニ蜜ト壺ヲ献ス、長谷川藤広長崎ヨリ申上ケルハ、日本ノ商人、大明・呂宋ノ諸国へ行テ、此比帰朝ス、大明諸蛮ノ商船モ多ク来ル、黒船ニ白糸十四万斤、并ニ絹帛・綾羅多ク積ミ来ル、阿蘭陀船モ、平戸へ来ル由注進ス、十五日、大明人一官租官ト云者、駿府ニ来リ、藥物ヲ献ス、
神君召シテ、異域ノ事ヲ問セ給フ、京師ノ大商角倉與一ト云者、商船ヲ

安南国へ遣シ、毎年往来ス、後藤少三郎取次ニテ言上シ、紅糸、緋紗綾、沈香、縮砂、斑猫、葛上亭長等ノ薬物ヲ献ス、

②神君慈仁ニマシクケレバ、万幾ノ暇ニハ、細微ノ事ヲモ捨タマハズ、異域ノ事ハ、長谷川左兵衛藤広申上ゲ、商売ノ事ハ、後藤少三郎申上ゲ、諸寺ノ事ハ、金地院崇伝長老申上ゲシム、天下ノ人々、産業安佚ナラン事ヲ計ハセ給フ、是月、興福寺長谷寺戸隠山へ、各法制ノ条目ヲ下シ賜フ、又曹洞宗へ、法制を下シ賜ヒ、總寧寺・龍穩寺・大洞院ニ仰付ラレ、関東一宗ノ事ヲ裁断セシム、京師商人大黒屋交趾国ニ行ク、御朱印ヲ賜ス、

史料は一六一二年のもので、この記事を通じて駿府外交の構造がうかがえる。それについて述べる前に、当時異国人が日本国内でどのような商売を行っていたか、異国人の日本国内における商売の様子をみると、一六一三年にイギリス商館長リチャード・コックスをはじめ社員七人は、対日貿易に関して次のように語っている。¹³⁾

我が国に於て需用の少い貨物を販売し、支那から輸入する生糸・絹織物を仕入れるため、ジャンク船一隻を仕立て、毎年二月初支那のジャンク船の来着する頃、パタニに入港し、それから暹羅に行き、蘇枋木・鹿皮・鮫皮等を買入れさせることとした。又対馬に館員を派遣し朝鮮通商の手段を講ずること、及び駿府・江戸両地間に京都・大坂・堺の間に各一人の館員を置いて直接取引をさせることに定めた。そしてウイリヤム・アダムスはジャンク船の船長として航海に従事し、暇の時は幕府の交渉の際通訳の用を務める事を命じ、又江戸にはウイツカム、京坂にはイートン、対馬にはセーヤースを派遣することにし、何れも慶長十九年の正月に出発した。(後略)

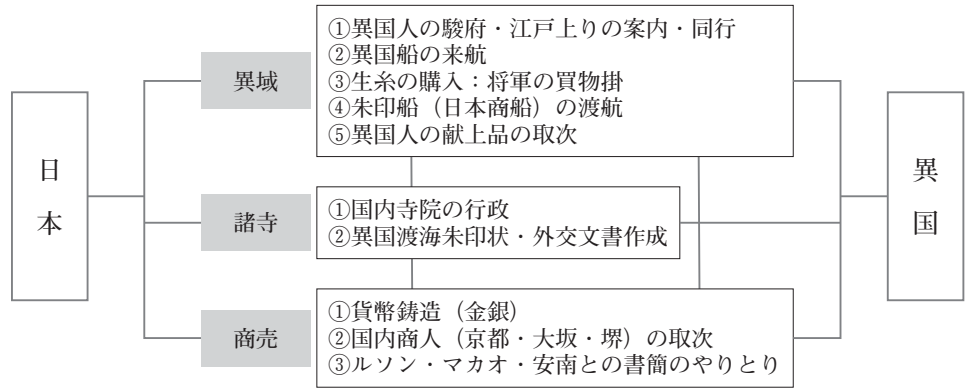
イギリスで需用の少ない貨物を東南アジアの東インド会社の各商館で販売し、中国の生糸・絹織物を仕入れるため、ジャンク船を一艘用意して、毎年二月初に中国船がパタニに来る頃、パタニに入港し、さらにシヤムに行き、蘇枋木・鹿皮・鮫皮などを購入する。また対馬に館員を派遣して朝鮮との通商を講ずること、駿府と江戸、京都・大坂・堺に各一人の館員を置いて直接

商売することを定めた。そしてウイリアム・アダムスは船長として航海に従事し、暇なときに幕府の交渉の通訳を務めることを命じ、江戸にはウイツカムを、京都・大坂にはイートンを、対馬にはセーヤースを派遣することを決めた。そしていずれも一六一四年正月に派遣した。

当時イギリス人は平戸に商館を置いて日本とパタニ・シヤムをつなぐ貿易ルートを作り、日本を相手に中国産生糸の貿易を行っていた。一六一二年からオランダ・イギリスの東インド会社は中国と直接の通商関係を結ぶことに失敗したため、日本へ運ぶ中国産物が不足していた。¹⁴⁾ それゆえ、オランダもイギリスも東南アジアを経由し中国産生糸や品々を購入しようとした。さらに対馬を通じて朝鮮との貿易も図った。しかし朝鮮との貿易は成功せず、ただ「ウイツカムとイートンの両人が江戸及び京坂地方に出張して直接取引をしたことは前に述べたが、其成績は相当に好く」と、日本国内の市場では利益を得ていた。家康は国内市場で異国人の売買行為を許していた。ちなみに、この異国人の国内出張は後述する元和二年(一六一六)八月八日令により禁じられた。¹⁵⁾

この事実を背景に、上記の「異国人来ル事」を検討すると、異域のことは長谷川藤広が、①異国人の駿府・江戸上りの案内及び同行、②異国船の来航、③生糸の購入(將軍の買物掛)、④朱印船(日本商船)の渡航、⑤異国人の献上品の取次、などを担っていたことを指している。家康の側近である長谷川藤広は長崎奉行として將軍の買物掛を勤めていた。¹⁷⁾ 長崎奉行が幕府の指示にもとづき、「將軍の糸」として輸入生糸を優先的に購入していた。一六〇四年五月に家康は初めて京都・堺・長崎に糸割符年寄を置き、生糸貿易の統制を定めた。長谷川藤広は、二年前、カスチリヤ人が三十匁の価を要求せる生糸を、二十三匁にて買上げ、去年は、支那人が四五匁の価を称へたる生糸を、二十四匁にて買上げたり¹⁸⁾と、生糸の価格交渉にも関与している。一六一一年九月に家康は長谷川藤広を通じてルソンや占城に貿易に関する書簡を送った。¹⁹⁾ 長谷川藤広は家康と異国の間をつなぐ役割を果たした。

商売のこととして、後藤庄(少)三郎(光次)は異国に渡航する京都商人角倉与一の取次ぎであった。角倉は朱印船貿易家の一人であり、後藤庄三郎が



角倉の献上品を取次いでいた。また後藤庄三郎は、スペイン人の駿府登城に参加したり、異国から書簡を受けたり、異国との貿易に積極的に参加していた。ただその異国とはルソンやマカオなど、すべて長崎に出入りするカトリックの国に限られている。そもそも後藤庄三郎は、一五九三年家康が御金改役に任命して以来、貨幣鑄造の最高責任者になった。生糸を輸入するために銀が支払われたので、銀の確保のために家康は鉱山を直轄地にし、流通経済の中枢をなす大坂・江戸・京都の三都を幕府の支配下に置いていた。この史実からみると、後藤は国内市場と生糸貿易の貨幣（銀）だけではなく、朱印船商人たちの駿府・江戸への献上品まで取り次いでいた。

諸寺のことは、金地院崇伝が国内の寺院の行政や、異国渡海朱印状の作成を行っていたことである。異国渡海朱印状の作成は、一六〇八年以前は豊光寺承兌が、その後は国光寺元信が行っていた。崇伝は、異国からの書簡への返書を起草し、後藤・長谷川などから紹介を受けた人々に異国渡海朱印状を書いて渡すなど、外交文書を作成した。²⁰「東照宮御実紀」の一六一一年九月の記事にも異域・貨財・寺社と同様のことを述べている。²¹

以上、東アジア情勢に対応するために、駿府政治のもとで異国担当のブレーションらが外交実務を担っていたことがわかる。

二 東西貿易の構想

1、日明講和交渉

前述した外交課題を抱えていた家康は、国内の外交実務だけでなく外向けの対策に取り組んだ。家康は朝鮮侵略後の日明講和を追求し、その一環として、朝鮮との講和交渉に取り組んだ。さらに秀吉政権下に成立した日琉関係の家康政権下においても継続することを求めた。

家康は、一六〇〇年に島津義弘・忠恒（のちの家久）と寺沢広高に命じて明将茅国科を明に送還し、「本邦朝鮮作和平、則到皇朝亦如前規以金印勘合可作往返」と要求した。金印は日本国王を、勘合は公貿易を示唆している。²²家康は日本国王として日明貿易を希望していたのである。家康は、「唐日本和睦ナトノ事ヲ申候ヲハ、其ハ高麗口ヨリ対馬ノ取次ニ候、日本ハ法度ニテ、脇ヨリ不取次ト申候」と、朝鮮に日明講和交渉の仲介役を期待していた。そのため、日本にとつて朝鮮との講和は先決すべき課題であった。一六〇二年朝鮮から全継信・孫文或が対馬に来て和好のことを議した。一六〇四年に孫文或・僧惟政が対馬に来て和好を議し、翌年宗義智が両使を導いて伏見城に登った。朝鮮は講和の条件として、先に家康の国書を送ること、朝鮮国王の墓を荒した犯人を引き渡すことを要求した。²³一六〇六年に宗氏が家康の国書を朝鮮に送ったことにより、翌年朝鮮から回答兼刷還使が来日し、日朝間の国交が回復した。しかし朝鮮は日明講和の仲介に応じなかった。

同時に家康は琉球にも外交交渉を働きかけた。秀吉は、島津氏が琉球に朝鮮侵略の軍役を転嫁することを認め、琉球を「与力」として動員させた。これが秀吉政権下に成立した日琉関係であり、家康はそれを受け継いで、一六〇二年冬陸奥・伊達政宗領に漂着した琉球人を島津氏に命じて琉球に送還し、来聘を要求したが、琉球は応じなかった。家康は一六〇六年に薩摩に琉球侵攻を許可し、九年に薩摩は琉球侵攻を実行した。一六一〇年琉球国王尚寧は駿府で大御所徳川家康に、江戸で將軍徳川秀忠に聘礼を行った。

同年、家康の意を受けた本多正純は福建総督に書簡を送り、勘合復活（日明講和）を要求し、「明歳福建商舶来吾邦、期以長崎港為湊泊之处」と、明

の福建商船が長崎港に来航することを求めたが、明は応じなかった。そのため次に、家康は琉球を仲介とする明との交渉を図り、一六一四年に琉球国王尚寧から福建軍門に書簡を送らせ、①日本商船に明への入港を許可する、②明商船が琉球に来航して貿易を行う、③琉球から毎年明に遣使して貿易を行う、という日明関係の三つの案を提示した。そしてそのうちの一つを受け入れることを要求したが、琉球は明が一切拒否したと、一六一五年に薩摩藩を通じて幕府に伝えてきた。⁽²⁸⁾

2、朱印船制度の様態

日明講和交渉が不調に終わり、家康は正式に日明貿易を成立させることができなかつたが、中国は日本にとって欠かせない貿易相手国であった。また秀吉の「唐人」＝朝鮮侵略による緊張は、明・朝鮮・琉球だけではなく、東南アジアまで及んでいたのではないかと前節で述べた。

一六〇一年五月に安南の商船が来航し、交隣関係を強調し日本船の渡航を希望した。これに対し同年一〇月に家康は異国に渡航する日本商船は書印を証拠とし、無印の船には商売を許可しないでほしいと、いわゆる朱印船制度を提案した。⁽²⁹⁾ また同年、家康はルソンとの通商をはかった。

このように家康は一六〇一年に朱印船制度を働きかけ、四年以降、朱印船は信州・毘耶宇・高砂・西洋・安南・東京・順化・交趾・迦知安・占城・柬埔寨・田弾・暹羅・大泥・呂宋・蜜西耶・摩利加・芟萊・摩陸の一九地域に渡航した。

一六一三年にスペイン人は家康の朱印船貿易について次のように理解している。⁽³⁰⁾

皇帝が外国を征服することを思はざるは、真実なるが如く、その国の周囲には、シャム、ペグー、カンボージヤ、ボルネオ、シャム口、交趾、琉球、タカサンド別名イスラ・エルモサ、その他多くの地ありて、日本の船は、此等の地方に航海すれども、今日まで、曾つて戦争をなして、之を占領せんとしたることなく、只諸国との貿易を希望するのみなり、史料中の諸国は、朱印船が渡航した国々である。スペイン人は朱印船貿易

について、これらの地域に日本船が渡航するが、家康は今日までかつて戦争を行つて占領しようとしたこともなく、ただ諸国との貿易を希望するのみであると述べている。

次に、家康は日本に来航するヨーロッパ船のために三つの港を開港した。この三つの港の設定は、東アジアの航海領域をめぐるヨーロッパ諸国同士の争いや対立が日本にまで及んであり、それに巻き込まれないためである。

ポルトガル船は、大村純忠が開港した長崎に、一五七〇年に初めて入港した。そして一五八二年にローマ教皇とイエズス会総会長より日本イエズス会は「マカオー長崎」貿易を許可された。ポルトガル船はすでに一六世紀末以来、マカオから長崎に来航していた。前述のとおり、長崎は一六一〇年に本多正純が福建総督に書簡を送り、日明講和の暁に中国船の貿易港にする計画があつた。⁽³¹⁾

家康は一六〇一年にルソンのスペイン人と交渉を行い、浦賀をスペイン船に対し開港しようとした。当時スペインはルソンとメキシコを結ぶ太平洋の交易路を開拓していた。一五九六年のサンフェリエ号航海図写によると、メキシコからルソン・マカオまでの航路が描かれている。浦賀港は「メキシコールソン・マカオ」ルートに面していた。

オランダとイギリスは、ポルトガルとスペインより日本との通商交渉が遅れていたが、一六〇〇年にリーフデ号が豊後国臼杵に漂着したことをきっかけに日本との関係が始まった。オランダは一六〇九年に日本と通商関係を結び、平戸に商館を開設した。一方、イギリスは一六〇三年バンタンを根拠地として東南アジア諸国と通商を開始し、一三年に日本と通商関係を結んだ。イギリスはアダムスを通じて日本で商館を開こうとしていた。アダムスはすでに平戸にオランダ商館があるため、イギリス商館の候補地として浦賀港を希望していたが、幕府はイギリス商館を平戸に置くよう命じた。⁽³²⁾ 前節で述べたように東南アジア海上でのヨーロッパ諸国の船が衝突していた事情を踏まえて考えると、ヨーロッパ諸国が日本で利益の争いや対立を起こす恐れがあり、家康は長崎と平戸、浦賀という三つの開港が必要と考えたのである。

3. マニラ交渉と浦賀開港

家康は、浦賀港の開港を構想し、一六〇一年に長崎代官寺沢広高に命じ、フランシスコ派フライーロヘロニモを遣わしてルソン総督に書簡を送った。

他日本邦之舟到其地、則以此書所押之印可表信、印之外者不可許焉、弊邦與濃毘數般、欲修隣好、非貴國年年往來之人、則海路難通、所希求者、依足下指示、舟人船子時令往返、

ルソンに至る日本船は、ルソン総督に送った書簡に押された印をもって信を表すべきである。印がないものには商売を許可しないでほしい。また日本はメキシコ（濃毘數般）と通交を欲している。ルソンに毎年メキシコから往來する人でなければ、メキシコとの通航が難しいので、ルソン総督の指示によって、船頭や水主を時々日本に往來させてほしい、と述べている。また翌年、家康はルソン総督に書簡を送ってメキシコとの交隣の仲介を依頼した。

一六〇三年ルソン総督は家康の望みに従い、サンチアゴ号に貨物を積み、マニラより浦賀に渡航させたが、逆風で入港できなかった。それに家康が失望したため、一六〇四年堺に停泊中のマニラのスペイン船を浦賀に廻航させたのが、初めての浦賀入港である。同年、ルソン総督ドンペドロ・デ・アクーニャは家康に通商を要求し、キリスト教（サン・ドミンゴ派）の布教を請う書簡を送った。翌年家康はルソン総督の要請どおりに毎年商船四艘の通航を許可した。一六〇六年にフランシスコ派の宣教師たちが商売のためにマニラから出航し、家康の希望通り浦賀に入港した。一六〇八年に幕府は浦賀「港に「定」を下し、³⁹「対呂宋商船、狼籍之儀堅被停止之詔、若於違背之輩者、速可処嚴科之旨、依仰下知」と、日本人がルソン商船に対して狼籍を働くことを禁止し、スペイン船の浦賀貿易を保護する方針を明らかにした。

日本にとって浦賀港の開港は、まずルソン船の來航を誘致し、次にメキシコとの通交を結んで鉱山技師を招くことが狙いであった。幕府は当時金銀の採掘に力を入れていた。駿府は鉱山奉行を管理し、また幕府の財源として金銀も直接に管理した。一六〇二年に佐渡・石見銀山を開発し、金銀の採掘量は大きく増加していた。一六〇四年に白根（岩手県）、五年に西道・陸奥会津檜原山の石ヶ森（福島県）で金を掘り、翌年伊豆国金山で銀がとれた。家康

は一六〇六年から毎年イエズス会の宣教師が謁見する度に、伊豆銀山を見せていた。⁴⁰家康は一六〇九年にメキシコへ鉱山技師の派遣を要請した。この要請をスペイン側は、当時の日本の鉱山技術では鉱石から銀の半分も採取できなかったからだとみていた。⁴¹鉱山技師の派遣要請は一六一〇年にも続いた。前ルソン総督ビバローの乗船した船が浦賀を出帆し、メキシコに向かったが、この船に家康の要請を受けたフランシスコ会修道士アロソン・ムニョスと京都の商人田中勝介がメキシコとの貿易開始交渉のため便乗した。翌年、初めてメキシコ総督の使節ビスカイノ一行が浦賀に到着した。しかしメキシコ鉱山技師の派遣は実現できなかった。

この鉱山開発は、一六〇四年に始まった糸割符制度と関係があり、この生糸を輸入するために日本銀が支払われたことが重要なポイントである。当時ポルトガル船が生糸を積んで長崎に來航し、この時期からポルトガルによる日本での中国生糸の輸入が主導的に行われた。一六一二年からオランダ・イギリスによる中国生糸の輸入が不可能になった一方、スペインはポルトガルと手を組んで、中国生糸の輸入が可能であった。家康は、長崎奉行に命じて糸割符仲間を作らせ国内利益を優先し、⁴²駿府に生糸座を設置したが、一六〇四年に初めて京都・堺・長崎に糸割符年寄を置き、生糸貿易を管理した。⁴³つまり日本銀と中国生糸の交換は、日明貿易の基礎であり、日本銀の増産は日明貿易に寄与するものであった。

スペイン側の浦賀貿易に対する意図は次のようであった。一六一三年に伊達政宗が支倉六右衛門常長をローマ教皇とスペイン国王に派遣した際に、使節としてフランシスコ会修道士ルイス・ソテロ及びビスカイノを同行させた。その使節（前の三人のスペイン人）がメキシコ総督に呈した覚書は、スペイン国王とインド顧問会議・インド会議議長宛に書き送るべきことが記録されている。⁴⁴すなわちこのスペイン人は幕府の意をメキシコ総督に伝え、スペイン国王に浦賀貿易の利益について次のように語るように頼んだ。⁴⁵

陛下が国益と貿易の便宜とのため、全領土に於て努めらるゝところは、商品の輸出入に際して、金銀の流出を防ぐこととなり、然るに、現在、支那の貿易に於ては、金銀多く国外に流出す、日本の貿易に於ては、之に

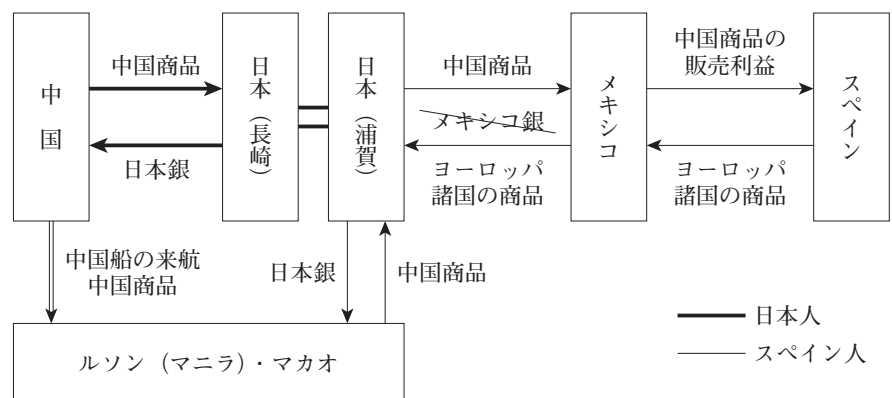
反し、金銀貨は一レアルたりとも流出することなく、将来も亦し然るべし、その理由の一ハ、彼の国に於ては金銀多くして、その求むるところは、彼の地に缺乏せる商品のみなることなり、又一の理由は、この地のペソは、彼の地のペソと同価に通用するを以て、ハレアルに当る一ペソ毎に、約一レアルの損を生ずる事なり、今よくこの問題を攷究して、国家の利益を図るに、多額の銀のこの地方より、支那に向ひて流出することを防ぎ、又支那商品の缺乏することなからしめんのためには、支那の商品は、日本を経て、新イスパニヤに輸入せしめ、その売上高は、銀貨にて持ち帰らず、羅紗、粗羅紗、カルサイ、ペルベトアン、駱駝の毛織物、薄き羊毛織物、オランダの麻織物、ルーアン（フランス）の錦織物、イスパニヤの麻織物、毛布、絹物類、カステリヤ（スペイン）及びミラソン（イタリア）の織物、葡萄酒、乾葡萄、アメンドー、菓種類、鏡、製革、其他、フランデル地方（フランス領、現ベルギー）の珍奇なる品を携へ帰らしむべし、右の商品は、日本に於ては多くの価格を有するを以て、この貿易に従事する商人は、日本に於て、右の諸品を販売し、その売上高を以て、絹、その他、支那商品の買入に供し、之を新イスパニヤに於て販売して、二重の利益を得べし、然も之が為め、国外に一レアルの流出をも見ることなく、イスパニヤの税関に於ては、輸出税の収入を増加し、新イスパニヤに於ては、売買盛なるが為め、国庫の収入を増加すべし、又、日本貿易に従事する商人は、自ら船を造るに至るべく、日本に於て、支那の商品の需用増加するに連れ、之を輸入するマニラの人、及び、マカオのポルトガル人の利益も、亦、増加すべし、而してこの買入は、日本の金銀を以てし、更にイスパニヤの貨幣を出すことなし、（下略）

スペインは、国益と貿易の便宜のために、メキシコにおいて努めることは、商品の輸出入の際に金銀の流出を防ぐことである。現在、中国との貿易において金銀が多くメキシコから流出する。日本との貿易においては金銀の流出がない。その理由の一つは、日本には金銀が多くて、日本が求めているのは欠乏している商品のみである。もう一つの理由は、為替上、スペイン側が損するので、これからよく攷究して国益を図るに、多額の銀がメキシコから中

国に流れることを防ぎ、中国商品を欠乏させないためには、中国商品は日本を経てメキシコに輸入し、その売上高は銀貨にてスペインに持ち帰らず、ヨーロッパ諸国から品々を仕入れて、それをメキシコに持ち帰らせる。これらの商品は日本で多くの利益が得られるので、この貿易に従事する商人は、日本で販売し、その売上高で絹やその他の中国商品を買入し、これをメキシコで販売し、二重の利益が得られるだろう。このようにレアルの銀も流出することなく、スペインの税関においては、輸出税の収入を増加し、メキシコにおいては、売買を盛んにするため、国庫の収入が増加するだろう。また日本貿易に従事する商人は自ら船を造り、日本で中国商品の需用が増加するにつれて、中国商品が輸入するマニラ人、及びマカオのポルトガル人の利益も、増加するだろう。こうしてこの買入は、日本の金銀をもって支払い、スペインの貨幣をつかうことはなくなると述べている。

スペインは浦賀港を通じて中国との貿易を企ていたのである。日本側もそれを承知していたと考えられる。こうした貿易構図は上記のように図示できる。スペインは、既存の中国貿易においてメキシコ銀が多量に流出することとはスペインの国益にとってよくないと思っていた。中国に流れていくメキ

日本とスペインの貿易の流れ



シコ銀を防ぐために日本での中継貿易に着目し、日本を経由する中継貿易を通じて中国貿易の利益をあげようとした。これは、日本の長崎を経由する中国商品の物流ルート（「中国ー日本」）が、「浦賀ーメキシコ」とつながり、日本を中継地とする東西貿易ルートが企画されていたということであろう。すなわちスペインにとつて浦賀港は、「中国ー日本（長崎）」と「ルソン・マカオー日本（浦賀）ーメキシコ」の二つのルートの結節点であった。従来、スペイン人は「メキシコルソン・マカオ」のルートを通じて中国商品を手に入れていた。

換言すると、日本はスペイン船を浦賀港に招き、貿易を行うことによつて、東アジアとヨーロッパをつなぐ「中国ー長崎ー浦賀ーメキシコ」スペインーヨーロッパ」の東西貿易ルートを構想していたと考えられる。

三 駿府外交の転換

1、駿府外交交渉の不調

家康は、長崎港を通じて中国から商品を輸入することを企図していた。そして浦賀港を通じてスペイン側の思惑どおりメキシコを経由してヨーロッパ諸国の品々が輸入されることを期待したのである。しかもスペイン人はルソン・マカオとの貿易の中継地として浦賀港を視野に入れていた。これからみると、浦賀港はヨーロッパと東アジアの貿易ルートをつなげる機能を持つ要として構想されていたといえる。しかし浦賀港は一六一六年を境に封鎖された。その直接的な理由として、日本とスペイン両国の貿易政策と宗教政策の違いと衝突と、ヨーロッパの四つの国同士の誹謗中傷という二つがあげられる。間接的な理由としては、中国との講和の失敗と、家康の死があげられる。

直接的な理由について。日本が貿易と宗教の政策を別途に扱ったことに對し、スペインは貿易と宗教を一体化した政策を取っていた。ルソン総督ドンロドリゴ・ゴビベローは、一六〇八年五月將軍秀忠と大御所家康に書簡を送り、

関東へ可乗人之由、加飛丹申付候、雖然海略（略カ）之儀候間、日域中者何所

成共、風次第可入津之由申付候、彼加飛丹同船中之者共御馳走之儀奉仰候、將又貴国商船毎年四艘而已被渡候之様ニ被 仰付候者可目出候、貴国居住之ふらて伴天連是□被加御哀憐候様奉仰候、

と、カピタン（加飛丹）に関東への渡航を命じたので、カピタンや同船の者を世話してほしい、また日本の商船が毎年四艘ルソンに渡航するように命じて欲しい、日本に居住するフランススコ会宣教師を保護して欲しいと、浦賀貿易・宣教師保護を願った。

ルソン総督の任期を終えて、一六〇九年七月二五日にルソンのカピテ港を出帆しメキシコに向かったビベローが、九月三日豊後の海岸に漂着した。ビベローは一〇月末駿府城で家康に謁見し、日本に居住する宣教師たちがその修道院や教会に居住できるように日本国王が保護して欲しい、日本国王とスペイン国王との間の相互提携を確実にして欲しい、スペイン人の不倶戴天の敵であるオランダ人を日本から追放して欲しいという要請文（47）を作成し、本多正純に渡したが、家康はそれを拒否した。

一六一〇年一月、家康はビベローとの交渉を再開するために、送還を待っていたビベローを再び呼び出した。交渉の内容は、ビベローが家康に提出した一六〇九年一月二〇日付の書簡（48）と同じで、①関東の港にスペイン人のための居留地を与えること、②キリスト教と教会を許可すること、③スペイン人鉾山技師の派遣要請については条件によること、④オランダ人を追放すること、⑤日本の港の測量を許可することを要求していた。一六一五年に伊達政宗の使節である支倉六右衛門常長がスペインに渡航し、九月四日に伊達氏とスペイン国王との協定を結んだが、その内容をみると、①宣教師派遣、②日本船のメキシコ派遣、③海員に對する物資提供、④イスパンヤ船の款待、⑤イスパンヤ人の通商、⑥蘭英人排斥、である。前ルソン総督ビベローの交渉内容と、スペイン国王の条約の内容が一致している。スペインは、一貫して協定の条件として宣教師の派遣とオランダ・イギリス人の排斥を前提としてあげていた。

こうしたなか、一六一二年八月、岡本大八事件を契機に幕府は日本全国にキリスト教の禁止令を出したが、その前の六月にメキシコ総督に日本は神国

ゆえキリスト教の布教を禁止する旨の書簡を送った。しかし一六一三年幕府のルソン総督宛の返書によると、貿易は継続することを望んでいた。幕府は宗教と貿易を別々の問題として扱っている。

一六一五年浦賀港に來航したスペイン使節が、翌年八月二〇日、すなわち後述する元和二年八月八日令以後に浦賀からマドリッドに帰着したが、スペインに帰国した使節の報告を受けたパラガ師は、スペイン国王にその報告を伝えた。その際、パラガ師は日本との国交は無意義であることを唱え、その理由として日本のキリスト教に対する厳しい禁教政策により改宗が難しい状況を説明し、ただ日本の事情が変わるのに何年間がかかると、日本の布教をあきらめない姿勢をみせている。キリスト教に対する日本側の拒否姿勢と、布教に対するスペイン側の執念が読み取れる。

スペイン人は、布教を前提とした通商要求を行い、幕府の宗教・貿易政策に反しているにもかかわらず、日本と妥協しないで貫こうとした態度がみえる。このように両国の交渉の食い違いが大きかったことがわかる。このため結局、浦賀貿易は実現できなかった。注目すべき点は、一六一六年八月八日を境に幕府はスペイン側の主張してきた交渉のようにキリスト教と貿易の政策を一体化した外交方針に転換したことである。これについては後述する。

もう一つの理由としてヨーロッパ諸国同士の誹謗中傷があげられる。上述した一六〇九年一月二〇日付の書簡と一六一五年九月の伊達氏とスペイン国王との協定の内容には、オランダ人を追放することと蘭英人排斥が必要条項としてあげられている。また一六〇九年にポルトガル人はオランダ人について⁵⁴

右二船の日本に來り、平戸に入港したる以来、此叛人ハ決して歓迎すべからず、又長崎付近に留むべからざる旨を日本の君主に説き、此輩の性質を述べ、海賊にして日本に大なる利益ある商業を妨ぐるに至るべきを陳じ、又此二船ハ既になしたる如く、媽港船を捕獲し、又他に大なる悪事を行ふべきを以て、其出港を許可せざらんことを請へり、

と、幕府にオランダ人の海賊行為について語り、オランダ船の出港を不可とするよう要請した。これに対し一六一一年にイギリス人アダムスはオランダ

人の海賊説について弁明した⁵⁵。

また、その前の一六一〇年にオランダ人が家康に送った書簡の内容の中には、「それらの司祭たちが日本にいる目的は、外でもなく日本人を徐々に自分たちの宗教に引き入れて、それ以外のものに嫌悪の念を抱かせ、この方法で彼ら（日本人）を味方にしてから、彼らの宗教と他の宗教との間に論争を惹き起させることにある。こうして国内に騒動や戦乱を起こすことができるが、その際に司祭たちは己の思うままに成就する可能性は極めて大きい」と語っている。ここでいう司祭たちはスペインの宣教師たちを指しているが、オランダ人はスペインの布教による日本国内の危機を警告している。

互いに誹謗中傷をしていたオランダ・イギリスとポルトガル・スペインに対する日本の立場は、一六一一年のウィリアムIIアダムスに対する待遇を通じて読み取れる⁵⁷。

アダムス君は皇帝の殊寵を受け、此国の大名と同じく遇せられ、親しく皇帝と談話することを得、□□少数の人のなし得る所にして、我等に取って非常の便宜なり、

アダムスは日本の大名と同じように待遇され、家康と親しく談話しているので、オランダにとつて非常に好都合の存在であった。つまり家康は家臣のアダムスを信頼していたため、家康のオランダ・イギリスとポルトガル・スペインに対する待遇に影響が生じることが推測できる。家康外交への影響について、一六一一年の事例が挙げられるが、家康に献上品とともに謁見してきたポルトガル大使とカスチリヤ大使に対し家康は一言もなかったが、これに比べて家康はアダムスに二度の謁見を許した。また一六一五年スペインの遣日使節の一行が浦賀に入港したが、將軍に謁見できず翌年八月二〇日に帰帆した⁵⁹。

互いの誹謗中傷からみると、オランダ人の国外での海賊行為より、スペイン人による国内布教による日本社会の混乱の恐れが、家康にとって警戒すべき問題として捉えられていたと考えられる。そして家康は、しきりにポルトガルとスペインのイメージを失墜させ、貿易相手国から特にスペインを排除するようになったのではなからうか。

次に間接的な理由について。以上の日本国内でのヨーロッパ諸国の角逐を含めて浦賀開港の失敗は日明講和交渉の失敗と関係があると考えられる。一六一五年琉球より日明講和交渉が不調に終わったことが報告された。これは日明の公貿易が実現せず、すなわち中国商品の公式な取引ルートが確保できないことを意味する。浦賀貿易はスペイン側の構想によると、中国商品がメインになっているので、中国との関係回復が不調に終わったのは、中国商品を求めているスペインの意図には叶わないこととなる。すなわち浦賀貿易の核心である中国貿易の機能が働かなくなり、スペイン側の浦賀港の必然性が薄くなっていたとみられる。幕府もスペインも、浦賀港に対する期待がだんだん小さくなっていったと考えられる。そして一六一六年四月の家康の死によって、異国との外交や貿易は將軍秀忠の管理下に置かれ、新しい局面を向えることになった。將軍秀忠は幕府の権力構成を全体として再編成したが、秀忠の側近勢力が政権を握り、家康側近が疎外される傾向があった。⁽⁶⁰⁾

2、元和二年八月八日令の意義

一六一六年四月一七日に家康がなくなつた。家康の死後、中国船とヨーロッパ諸国船に対し分散されていた三つの貿易港（長崎・平戸・浦賀）に変化が起きた。將軍秀忠は同年八月八日に禁教とともにヨーロッパ船との貿易を長崎および平戸に限定した。これは、浦賀・長崎・平戸の三港に許容していたヨーロッパ船の来航や国内活動を制限したことを意味する。この令は、一六一二年のキリスト教禁止令を再確認し、これまでのヨーロッパ船との貿易を統制するためであった。

追而唐船之儀は、何方に着候共、船主次第売買可仕旨被仰出候、以上、急度申入候、仍伴天連門徒之儀、堅仰停止之旨、先年相国様被仰出候上者、彌被存其旨、下々百姓已下二到迄、彼宗門無之様ニ可被入御念候、將又黒船いきりす舟之儀者、右之宗体ニ候間、到御領分ニ著岸候共、長崎平戸へ被遣、於御領内売買不仕様ニ尤候、此旨依上意如斯候、

幕府は、キリスト教を固く停止するという、一六一二年に家康が命じた趣旨にそつて、百姓以下に至るまでキリスト教徒がいなくなるように徹底すべ

きである、また黒船・イギリス船はキリスト教国の船であるため大名領に着岸しても、長崎・平戸へ向かわせ、領内で売買をしないよう命じた。注目すべきことは、これまでの幕府の政策が変わつて、スペインの宗教・貿易政策と同様に、初めて宗教・貿易政策を一体化した。幕府は全国規模のキリスト教の取締りを本格化し、黒船・イギリス船の来航を長崎・平戸に制限した。⁽⁶¹⁾これに反して、中国船はどこに來航しても、船主次第に売買することを認めている。

幕府は、一六一六の元和二年八月八日令を公表する前に、異国貿易に関わっている大名たちの反応を懸念し、公式に発布する前に大名たちと交渉しようとしたのではなからうか、と考えられる。一六一〇年本多正純の書簡で長崎を中国船との貿易港にするという方針があったため、異国船の棹にヨーロッパ船だけでなく中国船も含まれていたと考えられる。一六一四年五月、長崎奉行長谷川藤広は島津家久に、「次唐船之儀被仰下候、着岸之時分者、何様にも唐船次第可被仰付候」と、唐船の大名領への来航の自由を認めていた。このように薩摩だけではなく中国船が渡航してきた九州一帯の大名たちも同じ立場であった。それが上記した元和二年八月八日令の追而書で認められたのである。

また黒船・イギリス船の制限にもかかわらず、オランダ船に関する言及がないのはなぜか。一六〇九年オランダ側は日本來航について、オランダは長崎奉行を通じて日本の慣例に従い、日本の国内の自由貿易を目差している⁽⁶²⁾と、その趣意を表している。オランダは他のヨーロッパ諸国と違って、布教には拘らなかつたからであろう。

この禁令のち一月八日に肥前・平戸藩主松浦隆信はイギリス・オランダの両商館長を招き、オランダ人に平戸・長崎以外での貿易を禁じ、それから船載品の目録を提出すべきだといふ幕命を伝えた。⁽⁶³⁾

この元和二年八月八日令は、駿府政治が維持してきた外交の枠を大きく変える転換点となる。先行研究の多くは、浦賀貿易の失敗や異国政策の転換期として一六一二年のキリスト教禁止令をあげているが、それは幕府の宗教政策にすぎなく、異国政策の全般にかかわっているとは言いがたい。徹底した

禁教令とともに異国政策の変化が具体的に可視化されたのは、元和二年八月八日令の後である。

以上のことをまとめると、元和二年八月八日令によって国内的には、大名たちの個別的なヨーロッパ諸国との貿易が実質的に禁止されたことであり、ヨーロッパ諸国の誹謗中傷による争いや角逐を終結させ、なお国内のキリスト教の脅威を取り除き、社会の安定をはかった。スペインの宗教・貿易政策と同様に日本は初めて宗教・貿易政策を一体化し、全国規模のキリスト教の取締りを本格化したのである。浦賀開港の封鎖は「中国―日本（浦賀）―メキシコ」の貿易ルートの挫折を意味するが、ヨーロッパ船の来航を長崎・平戸に制限することになり、異国に対する危機管理や貿易窓口を簡素化し、異国船管理が容易となった。日明講和交渉の不調により、日明貿易を確保するために中国船の来航を自由にした。一連の外交方針の変化に従い、朱印船の安全のために朱印船の渡航地も一六〇四年以降の一九カ国から一六一七年に六カ国（台湾・東京・交趾・カンボジア・シャム・呂宋）へ限定された。スペイン・ポルトガルとの関係を憂慮し、日本の手前にある東南アジア諸国のなかで貿易の可能な相手国を絞り、異国貿易を行っていたのである。つまり元和二年八月八日令は、日本に出入りするあらゆる商船や異国人の活動を制限し、幕府の管理下で統制することを示している。

おわりに

家康は駿府外交を積極的に行い、異国との外交と貿易を進める政策を推進していた。家康の日明講和と浦賀開港の交渉は、駿府外交政策の二つの軸をなし、駿府外交の核心事業である。両者とも中国貿易に関わっていることから、家康はこの政策を実現させ、浦賀開港を通じて中国（東南アジアをふくめ）とメキシコ（ヨーロッパ）の東西世界をつなげる貿易を構想したのである。家康は、日本が中国貿易に一方的に依存せず、今までの中国中心の華夷世界での貿易ルートと違う、中国・東南アジア・メキシコ・ヨーロッパをつなげて日本を中継とする東西貿易ルートを開拓することで、新たな日本の国際関係を築こうとしたといえる。しかし、日明講和と浦賀開港の挫折の意味や結果

が、「元和二年八月八日令」に表れているように、この令は、駿府政治の維持してきた外交の枠を大きく変える転換点となったに違いない。そのうち、最終的には一六三五年以後、中国船の来航を長崎に限定し、三十九年ポルトガル船の来航を禁じ、四一年オランダ商館を平戸から長崎の出島に移転させた。長崎に異国船の渡航を集中させ、幕府の管理下に置くようになった。

注

- (1) 代表的なものとして、荒野泰典「日本文華夷秩序の形成」（『日本の社会史第一巻 列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年）、ロナルド・トビ『近世日本の国家形成と外交』（創文社、一九九〇年）の論文が挙げられる。
- (2) 加藤栄一「オランダ連合東アジア会社日本商館のインドシナ貿易―朱印船とオランダ船―」（田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年）。永積洋子『朱印船』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- (3) パブローパステルス『二六一―七世紀日本・スペイン交渉史』（大修館書店、一九九四年）。永積洋子『近世初期の外交』（創文社、一九九〇年）。鈴木かほる『徳川家康のスペイン外交』（新人物往来社、二〇一〇年）。
- (4) 八百啓介『近世オランダ貿易と鎖国』（吉川弘文館、一九九八年）。永積洋子『平戸オランダ商館日記』（講談社、二〇〇〇年）。西村圭子『近世初期のポルトガル貿易について―鎖国決定への過程―』（村井早苗・大森映子編『日本近世国家の諸相Ⅲ』東京堂出版、二〇〇八年）。
- (5) 三鬼清一郎『戦国・近世初期の天皇・朝廷をめぐる』（『歴史評論』第四九二号、一九九一年）五六頁。
- (6) 生田滋『大航海時代とモルッカ諸島』（中央公論社、一九九八年）二二頁。
- (7) パブローパステルス『二六一―七世紀日本・スペイン交渉史』（大修館書店、一九九四年）二八七頁。
- (8) 長崎市編『長崎市史 通交貿易編 西洋諸国部』（長崎市、一九三五年）二六八―二六九頁。
- (9) 注(8)の三七九―三八〇頁。
- (10) 武田万里子『日本列島防衛線の成立と鎖国』（『日蘭学会会誌』第一八巻第一号、一九九三年）七四頁。
- (11) 藤野保『徳川政権論』（吉川弘文館、一九九一年）八〇―八二頁。
- (12) 史籍研究会編『武徳大成記』（汲古書院、一九八九年）二七七―二七八頁。
- (13) 注(8)の三四四―三四五頁。
- (14) クレイン・フレデリック『一七世紀のオランダ人が見た日本』（臨川書店、二〇一〇年）三〇―三一頁。

- (15) 注(8)の三四七頁。
 (16) 注(8)の三五〇頁。
 (17) 永積洋子『近世初期の外交』(創文社、一九九三年)一三頁。
 (18) 東京大学史料編纂所編『大日本史料第二編之八』(東京大学出版会、一九七〇年)六五二頁。
 (19) 注(18)の七三二頁。
 (20) 注(17)の永積著書二七頁。
 (21) 「東照宮御実紀」(堀田璋左右・川上多助編『日本偉人言行資料一〇』国史研究会、一九一五年)一九三頁。
 (22) 鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 旧記雑録後編三』(鹿兒島県、一九八三年)一〇二五号。
 (23) 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』(校倉書房、一九九〇年)三〇五頁。
 (24) 辻善之助校訂『異国日記(一〇)』(『史苑』第三卷第六号、一九三〇年)七五頁。
 (25) 田中健夫・代和生校訂『朝鮮通交大紀』(名著出版、一九七八年)一七二頁。
 (26) 辻善之助校訂『異国日記(二)』(『史苑』第一卷第二号、一九二八年)一二二頁。
 (27) 辻善之助校訂『異国日記(二二)』(『史苑』第八卷第二号、一九三三年)九三頁。
 (28) 鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 旧記雑録後編四』(鹿兒島県、一九八四年)一一八一号。
 (29) 林復斎編『通航一覽第四』(国書刊行会、一九一三年)四八三頁。
 (30) 「西班牙国シマンカス文書館文書」(東京大学史料編纂所編『大日本史料第二編之二』東京大学出版会、一九七二年)四七〜四八頁。
 (31) 注(26)。
 (32) 岡本良知『十六世紀における日本地図の発達』(八木書店、一九七三年)一三二頁。
 (33) 注(8)の三四二、三四三頁。
 (34) 注(29)の五七〇頁。
 (35) 注(29)の五七〇頁。
 (36) 正宗敦夫編・校訂『慶長日件録』(日本古典全集刊行会、一九三九年)一一九頁。
 (37) 東京大学史料編纂所編『大日本史料 第二編之二』(東京大学出版会、一九六八年)「外蕃書翰」五九二〜五九三頁。
 (38) 「パジェー日本阿蘇教史」(東京大学史料編纂所編『大日本史料第二編之四』東京大学出版会、一九六九年)一三三二頁。
 (39) 「御制法 六一」(東京大学史料編纂所編『大日本史料第二編之五』東京大学出版会、一九六九年)六九九頁。
 (40) 「パジェー日本阿蘇教史」『大日本史料第二編之三』八五五〜八五六頁。
 (41) 注(7)のパステルス著書一八九頁。
 (42) 黒澤脩『駿河の戦国時代』(明文出版社、一九八七年)一九五〜一九六頁。
 (43) 注(37)の「糸割符由緒」二二八〜二二九頁。
- (44) 注(30)の「西班牙シマンカス文書館文書」四五頁。
 (45) 注(30)の「西班牙シマンカス文書館文書」五三頁。
 (46) 辻善之助校訂『異国日記』(『史苑(二)』第一卷第一号、一九二八年)九〇頁。
 (47) 注(7)のパステルス著書一八九頁。
 (48) 注(7)のパステルス著書一九〇〜一九二頁。
 (49) 注(30)の「アマチ編伊達政宗遣使録」一六四頁。
 (50) 辻善之助校訂『異国日記(五)』(『史苑』第一卷第六号、一九二九年)三三頁。
 (51) 辻善之助校訂『異国日記(八)』(『史苑』第二卷第六号、一九二九年)六〇頁。
 (52) 注(56)のこと。
 (53) 注(7)のパステルス著書二六一頁。
 (54) 「パジェー日本阿蘇教史」(東京大学史料編纂所編『大日本史料第二編之六』東京大学出版会、一九七〇年)四八六頁。
 (55) 注(8)の「和蘭東印度商会史二」六六四頁。
 (56) 注(7)のパステルス著書一九〇〜二九一頁。
 (57) 注(8)の「和蘭東印度商会史二」六五三頁。
 (58) 注(8)の六六六頁。
 (59) 対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』(吉川弘文館、一九九九年)五八八頁。
 (60) 注(11)の藤野著書八二頁。
 (61) 「薩摩旧記増補」(東京大学史料編纂所編『大日本史料第二編之三』東京大学出版会、一九七四年)三四九頁。
 (62) 鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 旧記雑録後編四』(鹿兒島県、一九八四年)一〇九九号。
 (63) 注(54)の「和蘭国海牙文書館文書」四六六頁。
 (64) 一六一六年二月六日の記事(東京大学史料編纂所編『イギリス商館長日記 文編之上』東京大学、一九七九年)五九六〜五九七頁。

The Sumpu Diplomacy System of Ieyasu Tokugawa

Hyejin JHANG

Abstract

Ieyasu Tokugawa performed Sumpu diplomacy and actively promoted trade policy and diplomacy with foreign countries.

The two key points of Sumpu foreign policy were negotiations of the opening of the Uraga Port with Spain (浦賀開港) and the peace treaty between Japan and China (日明講和). These two points were the core of Sumpu diplomacy.

In fact, these two objectives were related to China trade. To realize these policies, Ieyasu conceived transit trade routes that would connect the East and West (China and Mexico, specifically) through the opening of the Uraga Port. Through this route, Japan tried to realize transit trade that was not dependent on China trade. This was different from the traditional trade routes of Kaichitsujo (from the perspective of the China dynasty / 華夷秩序). Ieyasu was also trying to build new international relations for Japan by developing an East-West trade route that would connect China and Mexico (including Southeast Asia and Europe).

However, the planning of the two main objectives had failed. The result of this was reflected in the “Law of the 8th of August 1616 (Genna).” This law became a turning point for Sumpu diplomacy.